

プログラム

10:00～10:10 挨拶 福原 紀彦 中央大学学長・法務研究科教授
開会挨拶 西海 真樹 中央大学社会科学研究所長・法学部教授

10:10～10:40 基調報告 「“惑星／地球／社会”の複合的諸問題への応答に向けて」
新原 道信 中央大学文学部教授

10:40～12:10 Session 1 「地球社会のジレンマに応答する“臨場・臨床の智”に向けて」
座長 宮野 勝 中央大学文学部教授
報告1 「「非常事態」を名付け直す
——国境地域における危機と“臨場・臨床の智”——」
鈴木 鉄忠 共愛学園前橋国際大学国際社会学部専任講師
報告2 「移動性と領域性のジレンマを超えて
——コミュニティ研究における時間・場所・身体——」
阪口 賀 立教大学コミュニティ福祉学部助教
コメンテーター 矢澤 修次郎 一橋大学・成城大学名誉教授

12:10～13:10 休憩

13:10～14:40 Session 2 「分断と虚偽に対抗しうる相互理解と相互信頼の醸成に向けて」
座長 鳴子 博子 中央大学経済学部教授
報告1 「情報の読み飛ばしと世論調査の提示が情報探索と争点知識に及ぼす影響」
安野 智子 中央大学文学部教授
報告2 「政治家信頼・不信理由の探索」
宮野 勝 中央大学文学部教授
コメンテーター 前田 幸男 東京大学大学院情報学環教授

14:40～15:00 コーヒーブレイク

15:00～16:30 Session 3 「文化・政治の新しい秩序の構築に向けて」
座長 新原 道信 中央大学文学部教授
報告1 「文化多様性からみた日本の少数言語」
西海 真樹 中央大学法学部教授
報告2 「ルソーの『ポーランド統治論』から見たヨーロッパ政治秩序
——ポーランドとフランスの拒否権を対比して——」
鳴子 博子 中央大学経済学部教授
コメンテーター 建石 真公子 法政大学法学部教授

16:30～16:45 休憩

16:45～17:55 総括討論
座長 新原 道信 中央大学文学部教授
討論者 野宮 大志郎 中央大学文学部教授
天田 城介 中央大学文学部教授
宮野 勝 中央大学文学部教授
鳴子 博子 中央大学経済学部教授
総括 宮野 勝 中央大学文学部教授

17:55～ 閉会挨拶 秋山 嘉 中央大学人文科学研究所長・法学部教授

報告者・コメンテーター・討論者 略歴紹介

にいはら みちのぶ
新原 道信 中央大学文学部教授

(基調報告)

【専門分野】 地域社会学、国際フィールドワーク論、惑星社会論、コミュニティ研究

【略歴】 名古屋大学で哲学、東京大学で社会思想、一橋大学で社会学、サッサリ大学で国際フィールドワークを学ぶ。イタリアより帰国後、千葉大学、横浜市立大学を経て、2003年より中央大学文学部教授。沖縄とサルデーニャの比較研究から、地中海・ヨーロッパ、大西洋、南米、アジア・太平洋の島嶼社会を中心にフィールドワークを行う。

【研究業績】 『ホモ・モーベンス』（窓社、1997年）；『境界領域への旅』（大月書店、2007年）；『旅をして、出会い、ともに考える』（中央大学出版部、2011年）；『『境界領域』のフィールドワーク』（同、2014年）；『うごきの場に居合わせる』（同、2016年）；『“臨場・臨床の智”的工房』（同、2019年3月刊行予定）など。

すずき てつただ
鈴木 鉄忠 共愛学園前橋国際大学国際社会学部専任講師

(Session1 報告 1)

【専門分野】 地域社会学、国境／境界研究、社会運動研究、国際フィールドワーク論

【略歴】 横浜市立大学で経済学と地域社会学、東京工業大学大学院で数理社会学、イタリア・トリエステ大学で国際フィールドワークを学び、現地で国境／境界を主題とした調査研究を行う。イタリアより帰国後、中央大学で日本学術振興会特別研究員PDおよび兼任講師を経て、2018年から現職。トリエステと沖縄・宮古島・八重山諸島の国境地域の比較研究を行う。

【研究業績】 「帝国の解体期における日本とイタリアの国境問題」（『アジア太平洋レビュー』、2016年）、「国境の越え方」（中央大学出版部、新原道信編『『境界領域』のフィールドワーク』、2014年）、「教師のいない教室」（同、『うごきの場に居合わせる』、2016年）『バザーリア伝 精神病院のない社会をめざして』（岩波書店、大内紀彦共訳、2016年）など。

さかぐち たけし
阪口 毅 立教大学コミュニティ福祉学部助教

(Session1 報告 2)

【専門分野】 都市社会学、地域社会学、コミュニティ論、移動性と領域性の研究

【略歴】 中央大学および同大学院にて社会学を専攻し、大都市インナーシティ・新宿大久保および郊外・立川砂川にて参与観察を基盤とするコミュニティ研究を行ってきた。日本学術振興会特別研究員(DC2)、中央大学ライティング・ラボ嘱託職員、中央大学文学部兼任講師、専修大学人間科学部兼任講師を経て、2018年より現職。

【研究業績】 「『都市コミュニティ』研究における活動アプローチ」（『地域社会学会年報』、2013年）、「移動の歴史的地層」（新原道信編『『境界領域』のフィールドワーク』、2014年）、「『都市コミュニティ』の創発性への活動アプローチ」（『日本都市社会学会年報』、2015）、「都市コミュニティの移動性と領域性に関する調査研究」（博士学位論文、2016年）。

【専門分野】 知識社会学、社会学史、社会学理論、社会運動論

【略歴】 1972年 津田塾大学助教授
1982年 法政大学教授
1985年 一橋大学教授
2006年 成城大学教授

【研究業績】 『現代アメリカ社会学史研究序説』（1985年、東京大学出版会）
『現代アメリカ知識人の思想』（1996年、東京大学出版会）
Theories about and Strategies against Hegemonic Social Sciences, 2015, IBIDEM
『再帰的=反省的社会学の地平』（2017年、東信堂）

【専門分野】 社会心理学、世論過程、世論調査

【略歴】 お茶の水女子大学文教育学部心理学専攻卒業（1993年3月）、東京大学大学院社会学研究科修士課程修了（1995年3月）、東京大学大学院人文社会系研究科博士課程単位取得退学（1998年3月）のち博士（社会心理学、2001年3月、東京大学）。香川大学経済学部専任講師・助教授（1999年4月～2002年3月）を経て、中央大学文学部助教授（2002年4月～2007年3月）、同准教授（2007年4月～2011年3月）、同教授（2011年～現在）。

【研究業績】 『重層的な世論形成過程-メディア・ネットワーク・公共性』（東京大学出版会、2006年）、『民意と社会』（編著）（中央大学出版部、2016年）、「今日的な世論形成過程の検証」（NHK放送文化研究所編『放送メディア研究13 世論をめぐる困難』129-156）、「2013年参議院議員選挙における資産効果」『選挙研究』31(1) 84-101, 2015年など。

【専門分野】 社会情報学・社会学（政治社会学・計量社会学・社会調査）

【略歴】 東京大学で政治学・法学、東京大学大学院で社会学を学ぶ。北海道大学、東海大学を経て、1990年より中央大学助教授。1994年より同教授。社会階層と階層意識、社会的公正観、政治意識などを研究。

【研究業績】 「「政治家」不信についての考察」（三船毅編 2018『政治的空間における有権者・政党・政策』中央大学出版部）、「1990年代中期の政党支持の変化と、世論調査データの比較可能性」（宮野勝編 2016『有権者・選挙・政治の基礎的研究』中央大学出版部）、「投票率データの選択と分析」（宮野勝編 2009『選挙の基礎的研究』中央大学出版部）など。

【専門分野】 政治学・世論研究、数量データによる政治・世論への接近

【略歴】 東京大学法学部卒業、同法学政治学研究科修士課程修了。フルブライト奨学生として米国ミシガン大学に留学し、2001年に同大学で政治学博士号取得。2006年に東京大学社会科学研究所着任。2006-2011年および2014年から情報学環准教授。2016年から現職。

【研究業績】 『統治の条件—民主党に見る政権運営と党内統治』2015（千倉書房、堤英敬と共に編著）、「有権者の心理過程における首相イメージ」2015（選挙研究31巻2号、平野浩と共に著）、「民意」の語られ方』2014（年報政治学65巻1号）、「世論調査と政治過程」2013（年報政治学64巻）など。

【専門分野】 国際法学

【略歴】 中央大学法学部法律学科卒業（1980/03）、中央大学大学院法学研究科公法専攻博士前期課程修了（1982/03）、同博士後期課程単位取得退学（1985/07）、エクス・マルセイユ第3大学国際法・ヨーロッパ法（DEA/DESU）博士前期課程修了（1985/06）、熊本大学法学部講師（1985-1987）、同助教授（1987-1995）、中央大学法学部助教授（1995-1996）、同教授（1996-現在に至る）。

【研究業績】 「持続可能な開発の文化的側面」『国連研究』13号、2012年。«Cultural Aspects of Sustainable Development», *Japanese Yearbook of International Law*, vol. 57, 2015. 『現代国際法論集—開発・文化・人道』中央大学出版部、2016年。「文化多様性条約における持続可能な開発」北村泰三・西海真樹編著『文化多様性と国際法』中央大学出版部、2017年。

【専門分野】 社会思想史、政治思想史、ジェンダー論

【略歴】 中央大学法学部政治学科卒業、中央大学大学院法学研究科政治学専攻博士前期課程修了、同博士後期課程満期退学、その間、名古屋大学で政治学、政治思想史を学ぶ。岐阜聖徳学園大学教育学部、同大学院国際文化研究科准教授を経て、2014年から中央大学経済学部准教授、2018年から同教授。

【研究業績】 『ルソーにおける正義と歴史—ユートピアなき永久民主主義革命論』中央大学出版部、2001年、『ルソーと現代政治—正義・民意・ジェンダー・権力』ヒルトップ出版、2012年、「フランス革命と明治維新—ルソーの「国家創設」論からの比較考察」『ルソーと近代』（永見文雄ほか編、風行社、2014年）、「ルソーの戦争論序説—ルソーの戦争論からもう1つのEU統合を考える」『中央大学社会科学研究所年報』18号、2014年、「ルソーの一般意志と意志の定点観測—フランス革命、フィヒテ、ルナン、第三帝国』『経済学論纂』（中央大学）56巻5・6号、2016年。

【専門分野】 憲法、国際人権法

【略歴】 1982年 中央大学法学部卒業

1991年 東京都立大学大学院社会科学研究科博士課程単位取得満期退学

1998年 愛知学泉大学コミュニティ政策学部助教授

2004年 法政大学法学部教授（～現在）

【研究業績】 ①建石真公子・成澤光編『生殖補助医療の法制化における倫理・権利・セクシュアリティー法と政策の課題-』、法政大学出版局、2019年1月刊行予定。
②建石真公子「ヨーロッパ人権条約第15議定書による『補完性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗他編『憲法学の創造的展開』信山社2017年,p.101-124.
③建石真公子「フランスの人権保障の展開における合憲性と条約適合性」辻村みよ子編著『社会変動と人権の現代的保障 講座 政治・社会の変動と憲法-フランス憲法からの展望 第II巻』信山社2017年、p.57-105.

【専門分野】 グローバル社会学、社会運動論、市民社会論

【略歴】 米国ノースカロライナ大学チャペルヒル校にて社会学修士・社会学博士（Ph.D.）。帰国後、帝京大学、北海道大学、上智大学にて教鞭を執る。2015年、中央大学文学部に赴任、現在に至る。

【研究業績】 『質的比較分析』（ミネルヴァ書房、2001年）、『社会運動と文化』（ミネルヴァ書房、2002年）；『社会への知：現代社会学の理論と方法』（創成社、2005年）；『サミット・プロテスト：グローバル化時代の社会運動』（2016年、新泉社）、Contribution to the 『Issues and Themes in Contemporary Society』（2019年、Rawat Publications）など。

【専門分野】 社会学（臨床社会学・歴史社会学）

【略歴】 立教大学社会学部助手、熊本学園大学社会福祉学部助教授、立命館大学大学院先端総合学術研究科教授などを経て、現職。

【研究業績】 『〈老い衰えゆくこと〉の社会学』（多賀出版、2003年2月→[増補改訂版]は2010年2月刊行／第3回日本社会学会奨励賞「著書の部」受賞）、『老い衰えゆく自己の／と自由』（ハーベスト社、2004年3月）、『老い衰えゆくことの発見』（角川学芸出版、2011年9月）ほか。編著に天田城介・北村健太郎・堀田義太郎編『老いを治める—老いをめぐる政策と歴史』（生活書院、2011年）、天田城介・村上潔・山本崇記編『差異の繋争点—現代の差別を読み解く』（ハーベスト社、2012年）、天田城介・角崎洋平・櫻井悟史編『体制の歴史—時代の線を引きなおす』（洛北出版、2013年）、天田城介・渡辺克典編『大震災の生存学』（青弓社、2015年）ほか多数。

“惑星／地球／社会”の複合的諸問題への応答にむけて

Responding for/to the multiple problems in the planetary society

中央大学文学部教授 新原 道信
NIIHARA Michinobu

- 1 惑星地球（the planet Earth）と惑星社会（the planetary society）のジレンマ
- 2 知の転換点—変化に対する責任と応答を自ら引き受ける自由／限界を受け容れる自由
- 3 ガルトゥングの「知的様式」論とベラーの「公共哲学としての社会科学」という応答
- 4 「限界」「有限性」の問題と社会科学
- 5 “未発の状態”的知覚可能性について
- 6 むすびにかえて

基調報告においては、本学術シンポジウムを開催する“背景（roots and routes）”にある同時代認識・問題把握と、それに対する応答の方向性について述べる。報告は、イタリアの社会学者A.メルッチの「惑星社会（planetary society）」論を手がかりとしてすめる。惑星社会論は、システム化・ネットワーク化に注目するグローバル社会論に対して、自然や資源の有限性、極度にシステム化した社会の限界と、そこから発せられる「新たな問い」に着目する現代社会論である。

私たちは、「複雑性のもたらすジレンマ」（Melucci 1996=2008: 173）がもたらす問題—原発・震災問題も含めた“多重／多層／多面の問題（the multiple problems）”に対する「答えなき問い合わせ」を発し続けており、「生活」や「生き方（Ways of living）」だけでなく、「いのち」さらには“生存の在り方（Ways of being）”にまで及ぶ価値観の見直しへの責任／応答力（responsibility）が求められている。

核エネルギーや各種の化合物の「発明」は、私たちの“生存の在り方”を問う、遺伝子操作・産み分け・クローンなどによって「人間」の境界線は揺らいでいる。もはや、「物理的限界」を無視した「対処」法では、未来への不安を消すことは出来なくなっている。グローバリゼーションによって「外部」（あるいは（「植民」の対象となるはずの）「フロンティア」「荒野」）は消失し、また、線形に予測される未来も失われ、いまや私たちは、思っていたほど広くも無限でもない「惑星地球」に暮らしている。ひとたびこの土地の許容範囲を超えた資源の採掘や汚染が起これば、たやすく社会そのものが「自家中毒」を起こし、“生存”の基盤が脅かされる。こうして惑星社会は、すべてがローカルな運命共同体、逃げていく場所のない領域（テリトリー）として存立している。

メルッチは、「地政学的なブロックの間に依然として残っている亀裂、北と南との間のほとんど連結不可能なほどの裂け目、剥奪された人びとの間で鬱積している怒りの凄まじさ」を認めつつも、現在を生きる人間の“責任／応答力”による新たな視角、人類という「種の新しい文化」にまで考えを広げ、深めようとする。すなわち、「人類は、地球に住むことの責任／応答力、そして種を破滅に導くような生産物に対して、絶対に侵犯してはならぬ境界を定めるという責任／応答力を引き受けねばならない。人間の文化は、存在しているものは何であれ、ただ存在するという理由のみによって静かに尊重されるようなテリトリーを、今一度確保すべきである。どのような人間社会も、そのような領域をそれぞれ独自の仕方で認めてきた。今や、自らを創造する力と破壊する力をも獲得した社会は、そのようなテリトリーを自ら定義し直さなければならない。惑星地球における生は、もはや神の秩序によって保証されてはいない。今やそれは、私たちすべての脆く心許ない手に委ねられているのだ」（ibid.: 176-177）とした。

他者との相互理解、社会的痛苦の縮減を可能とする開発・文化・政治・経済・社会をどのように構想するのか。いま新たに、「惑星地球」規模に広がった社会をとらえる理論、概念、命題群が必要とされている。私たちは、Planetary Societyとして現代社会を把握し、そこに生じる複合的な諸問題（the multiple problems）を、どのように研究し、いかなる応答をしていくのかを、社会科学の視点からとらえ直すことを試みる。

Melucci, Alberto, 1996, *The Playing Self: Person and Meaning in the Planetary Society*, New York: Cambridge University Press. (=2008, 新原道信他訳『プレイング・セルフ—惑星社会における人間と意味』ハーベスト社)

「非常事態」を名付け直す

——国境地域における危機と“臨場・臨床の智”——

共愛学園前橋国際大学国際社会学部専任講師 鈴木 鉄忠
SUZUKI Tetsutada

1. はじめに—国境地域の「非常事態」をめぐる国家主権と地域のうごき
2. 分析の視点と調査方法
3. 「非常事態」を名付け直す—イタリアと日本の国境地域の異議申し立て
4. 結びにかえて—“臨場・臨床の智”を捉える“地域学”にむけて

アルベルト・メルッチによれば、現代社会における社会運動は、「ある社会においてなにが生起しつつあるかを示す指標」として、「国民社会そしてわれわれのグローバル・システムといったものの社会の変化のプロセスの核の部分を表しだしてくれる」ものである (Melucci 1996=2008: 202)。もしそうだとすれば、現在の運動現象を詳細に検討することにより、地球社会が直面するジレンマとそれに対する応答の在り方を読み解くことが可能になるだろう。

では、いかなる理論と方法によって、それが可能になるのか。本報告ではこの大きな課題に対して、国境地域の「非常事態」をめぐる国家と地域のうごきに着目する。地球社会における国家の主権と地域の要求のジレンマを浮かび上がらせるために、イタリアと日本の国境地域（および国境島嶼）を比較事例の共通項にそろえた。具体的には、イタリア最東部国境地域のトリエステとイストリア半島、イタリア南端の国境島嶼のランペドゥーザ、そして日本の石垣島の3つの国境フィールドである。これらのフィールドにおいて、国家主権の揺らぎに関係した「非常事態」が発生している。一方で、トリエステとイストリア半島の国境地域、そしてランペドゥーザの国境島嶼では、ヨーロッパの「移民・難民危機」をめぐる対内主権の「非常事態」が顕在化しており、他方で、石垣島の国境島嶼では、東アジアの「安全保障環境の悪化」をめぐる対外主権の「非常事態」が発生している。そしていずれの場所においても、国家の布告した「非常事態」に抗する異議申し立てが地域から提起されている。これらの現場における質的調査に基づき、国家と地域のジレンマが先鋭化する国境地域の「非常事態」の名付け直しを通じて、「社会の変化のプロセスの核の部分」を読み解くことが本報告の目標である。

本報告では、主に2つの作業に取り組む。すなわち、①国家の布告した「非常事態」をめぐって可視化された地域の異議申し立てを現場の行動と語りから捉えること、②地域から発せられる声を「非常事態」を名付け直す“臨場・臨床の智”として理解することである。これらの作業を通じて、短期・中期・長期の持続を組み込んで地域と運動を理解する枠組みを提示したい。

Melucci, A., 1996, *The Playing Self*, New York: Cambridge University Press. (=2008, 新原道信ほか訳『プレイング・セルフ』ハーベスト社)

移動性と領域性のジレンマを超えて ——コミュニティ研究における時間・場所・身体——

立教大学コミュニティ福祉学部助教 阪口 豊
SAKAGUCHI Takeshi

1. 目的

近代に発明された国民国家は、実体としての領土（territory）を設定し、多様な歴史的地域を「国土」に、身分やエスニシティを「国民」に包摂する、強力な領域性（territoriality）を伴っていた。これは多様な差異を乗り越えて一つの社会を誕生させるという願望であると同時に、そこに包摂されない「他者」との間に鋭い境界を生む反作用を持っており、グローバルな規模での移動性の増大によって両者の緊張はより高まっている。人々の間にある差異が包摂されるためには何らかの領域性が必要となるが、その領域性そのものによって排除が生まれる。このジレンマを解くカギは一体どこにあるのだろうか。

本報告では、本研究チームが取り組んできた現代社会における国家と地域のジレンマのうち、コミュニティの移動性と領域性をめぐるジレンマに焦点を置き、理論研究と事例研究の知見に基づき、このジレンマを解決するための仮設的な認識論と方法論を提示したい。さらに今後の「〈基地〉と〈うごき〉の比較学」に向けて現在準備を進めている、立川・砂川での事例研究の課題を析出したい。

2. 方法

本報告は大きく2つのパートで構成される。第1に、コミュニティの移動性と領域性をめぐるジレンマを、「境界」や「帰属の体験」の構築に焦点を置くZ. バウマン、G. デランティらの「ポストモダン・コミュニティ」の議論に位置づけ、コミュニティ研究の方法論上の問題を明らかにする。さらに日本の都市社会学において移動性の問題に取り組んできた「都市エスニシティ論」が残した成果として、場所と出来事への着目という方法論を検討していく。

第2に、インナーシティ、新宿・大久保で2009年と2011年に開催された「アジアの祭」という名前の二つの「集合的な出来事」を事例として取り上げたい。「アジアの祭」は2003年から年1回開催されており、実行委員会は、大久保を拠点とする市民グループ、住民たち、そして商店主たちによって構成されていた。2009年に起きた、担い手の半数以上が離脱した現象に着目し、コミュニティの三つの位相—関係的／制度的／象徴的位相にどのような領域性の変化があったのかを明らかにする。

3. 結果と考察

今日のコミュニティ研究にとっての課題は、「場所としての地域」の歴史社会的条件と、個別具体的な時間と空間において生起する「一時的な体制」との結びつき、パターンを捉えることである。しかし、その探求の果てにあるのは、これらの「一時的な体制」を内側から破り、組み替えていくような、人びとの諸実践である。どのような「境界」や「帰属の体験」を構築しようとも、言語化され尽くすことのない「居心地の悪い」身体が残る。そこに異質な他者との間で新たな領域性を構築し直す（名づけ直す）“臨場・臨床の智”的機を見出したい。

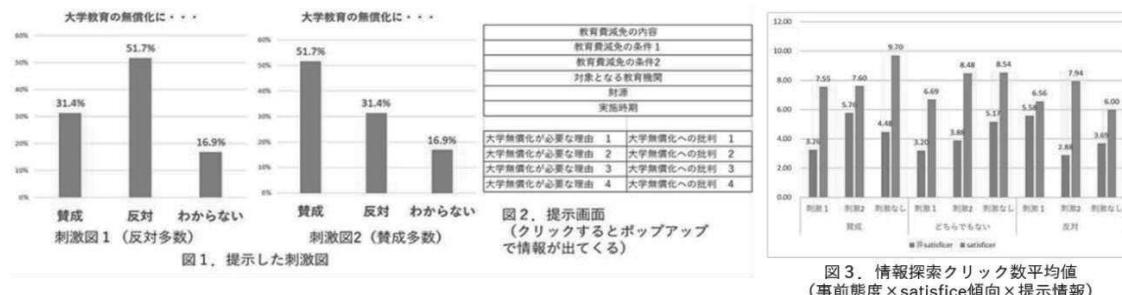
情報の読み飛ばしと世論調査の提示が情報探索と争点知識に及ぼす影響

中央大学文学部教授 安野 智子
YASUNO Satoko

ネットの普及により、意欲さえあれば詳細な知識を自発的に得ることは容易になった一方で、編集作業を経ない情報を評価するコストも増大している。こうした状況において意見の多様性を俯瞰的に伝える世論調査はどのような役割を果たしているのであろうか。本研究は、世論調査ウェブ調査の現場で報告されてきた「努力の最小限化(satisficing)傾向」(e.g.,三浦・小林,2015,2016; Oppenheimer, Meyvis,& Davidenko, 2009)に焦点を当て、satisficerと非satisficerの情報探索行動に世論調査の提示が及ぼす影響を探索的に検討する。なお本研究は、放送文化基金の助成による「ソーシャルメディア時代の世論形成過程」(代表:安野智子「インターネットと世論研究会」)の研究成果の一部である。

【方法】ウェブ調査会社A社のモニタ641名を対象(18~69歳)として、「大学教育の無償化」に関する以下の質問を行い、情報探索の追跡実験を行った。①IMC(Instructional manipulation check)設問(三浦・小林 2016)②メディア接触、政治関心、政治知識、世論調査への接触などの測定、③大学教育の無償化に関する回答者の意見の測定(無償化に賛成/反対/どちらでもない)、④刺激(世論調査結果)の提示(図1:賛成多数派グラフ/反対多数派グラフの提示/提示なしの3種類をランダムに提示)、⑤情報検索画面の提示と情報探索行動の追跡(図2、好きなだけ情報を見てもらう)、⑥事後態度(争点知識、大学教育の無償化に対する最終的な意見とその確信度)の測定、⑦デブリーフィング。

IMC設問のリード文で、「私は電子メールを使ったことがない」という設問に必ず「はい」と答えるように教示し、「いいえ」と回答した人(N=404)をsatisficer、教示通り「はい」と回答した人を「非satisficer」(N=226)と分類した。「わからない」と回答した人は分析から除外した。



【結果】まず、情報検索のクリック数について3元配置分散分析を行ったところ、Satisfice傾向の主効果のみ有意であった。この結果は、努力の最小限化を行うsatisficerは、情報検索も「手抜き」をする傾向にあったことを示している。次に事後態度(1:賛成~5:反対)を従属変数とする分散分析を行ったところ、事前態度と刺激の主効果、IMC×提示刺激の交互作用、IMC×事前態度×提示刺激の交互作用が有意であった。satisficerは、事前に「大学無償化反対」の態度を持つとき、世論調査で提示された多数派意見を受け入れやすい)が、非satisficerではそのような傾向はみられなかった。また、satisfice傾向は一般的な政治知識には関連がないが、実験で提示した争点知識に関連していた。この結果は、satisfice傾向は個人特性とはいえないものの、知識の獲得を阻害する可能性を示唆している。



注: 本報告は、日本社会心理学会第59回大会(2018年8月)での報告に分析を追加したものである。

政治家信頼・不信理由の探索

中央大学文学部教授 宮野 勝
MIYANO Masaru

政治や政治家に対する不信や不満は少なくない。日本のみでなく、90年代以降、米国・ヨーロッパでも「政治に対する信頼」の低下がみられ、危機感とともに研究されてきている。政治不信が進むことは民主主義の危機でもありえ、「ポピュリズム」の蔓延も懸念される。他方、政府・政治家に対する無条件の信頼は、危険もある。民主主義政治が機能するためには、市民による政府・政治家に対する関心と「適切な」応答が望まれている。民主主義政治における市民には、政治担当者の言動が適切であるときには信頼や信任を表明し、不適切であるときには不信や不信任を表明することが期待されるであろう。（以上、宮野 2018 を参照）

日本では、日本政府への不信よりも、政治家に対する不信が強い。本シンポジウムの第2チームでは、2016年7月の参院選後にWeb調査を実施した。その中で、政治家信頼度をたずね、さらにその理由を自由回答で記述する問い合わせを設けた。本報告は、その自由回答の分析である。宮野（2018）では、政治家信頼について、測定の問題を中心に量的分析を試みた。さらに予備的な定性的分析として、30代までの若年者について、政治家不信・信頼の理由の自由回答を分析し、若干のタイプを抽出した。本報告では、その分析を拡張し、政治家不信の「理由」をなるべく網羅的に抽出し、その考え方をとらえ、各「理由」の割合を推定することを試みる。すなわち、宮野(2018)の試みに対し、(1)分析対象を60代までの年齢層に広げ、(2)より多くのタイプを抽出しつつ、その考え方の筋道をとらえ、(3)どの様なタイプが多く挙げられるのか、量的分析も試みたい。

以上の実証的な検討を通じ、政治家信頼が高まる可能性を探る。宮野(2018:162)では、「『政治家』信頼を高めることが望ましいとするなら、そのためには、①政治家「不信」理由に該当する例を減らし、②政治家が何をしているかわからないという有権者を減らし、③「信頼」理由に該当する例を増やすこと・それを伝えること・が大切になり、メディアが「政治家」について何をどのように報道するのかも、焦点になる。」とした。本報告では実証的検討を拡大し、より具体的に可能性を探る。

整理・要約の仕方に依存するが、政治家不信の理由を簡単に紹介すると、たとえば、(1)意図・利害関心（自己利益のみを考えている、国民の声を聞く気がない、など）、(2)行動（公約を守らない、表裏がある、何をしているかわからない、党派争いばかりしている、など）、(3)結果（不祥事が多い、良い結果が出ない、など）、である。他方、政治家信頼の理由は、量的にはずっと少なくなるが、(1)志・能力・努力などから、(2)手続き（選挙で選ばれている）、(3)結果を出しているから、などである。

もちろん、本報告には多くの限界がある。実証的分析としては、第1に、コーディングの信頼性の問題、第二に、分類枠組みの適切性の問題がある。さらに、世論調査における自由回答をどのような情報として捉えるかというより根本的な問題がある。回答者の「不信」理由・「信頼」理由は、あくまで回答者からどのように見えているかの記述であり、分析に際しては、さまざまな注意が必要になろう。

以上を踏まえたうえで、政治家に対する信頼・不信の理由を整理し、それらを通じて、政治家に対する信頼の可能性を探る。

（参考） 宮野勝 2018 「「政治家」不信についての考察：測定方法を中心として」 （三船毅編 2018 『政治的空间における有権者・政党・政策』 135-169 頁. 中央大学出版部）

文化多様性からみた日本の少数言語

中央大学法学部教授 西海 真樹
NISHIUMI Maki

今日の世界には多様な文化が存在している。それらを保護し、かつそれらの相互交流を促進することは、人類の存続のためにも、平和の実現のためにも、必要なことである。文化を「国民、民族、エスニシティーにおいて歴史的に形成されてきた生活様式・思考様式の総体」と捉えた場合、言語（ことば）はそのような文化を構成する重要な要素のひとつである。同時に言語は、歴史的に形成された生活様式・思考様式を表現する第一の媒体でもある。

このような問題意識から、本報告は、日本の少数言語・消滅の危機にある言語の状況を国際法上の言語権の観点から考察する。そのような言語として、ここでは琉球／沖縄の言語およびアイヌ語をとりあげる。以下では、まず琉球／沖縄の言語およびアイヌ語の言語状況・言語政策を歴史的にたどり（I）、次いで地域言語・少数言語の保護のためにどのような国際法・制度が形成されているかを検討する（II）。最後に、日本の少数言語・消滅の危機にある言語の将来を展望し、地域言語・少数言語を保護する国際法の課題を述べる。

近代沖縄の住民およびアイヌ民族にとって、共通語は、母語のように自然発生的に身に付いたものではなく、学校教育のなかで修得した言語だった。これらの人々にとっての共通語の修得は、一方において、日本およびその一部としての沖縄・北海道の近代化・発展のために、そのときどきの日本政府・沖縄県がこれらの人々に強いたものである。これは琉球／沖縄およびアイヌの文化としての言語の否認であり、そのような言語が存続・発展する道を閉ざす構造的暴力であり、それはまた文化多様性の否定だった。同時に他方において、そのような共通語奨励は、差別的地位から脱して、本土の人々と対等に扱われることを求める琉球・沖縄およびアイヌの人々の、社会的に強いられた願望であった、とも言えなくはない。

消滅の危機にある少数言語の保護のための国際法的取組は、大きくいって2つある。1つは地域言語・少数言語保護のための欧州憲章である。これは、少数言語という特定の問題を扱った最初の条約であり、その目的は欧洲の地域言語・少数言語を保護・促進することにある。もう1つは UNESCO の取組である。UNESCO 憲章は当初から文化多様性の維持をその目的としていた。欧州憲章も UNESCO も、消滅の危機にある言語を保護するためには、教育においてこれらの言語を使用することが鍵となると考えている点で、共通している。

少数言語の復興を図るためにには、国や自治体の積極的支援・関与が不可欠である。公的機関は支援・関与の政策を決定するさいに、内外の専門家の知見を仰ぐと共に、危機言語の担い手（現在および将来）のおかれた状況、ニーズ、利益、関心を十分考慮しなければならない。世界の現実の言語状況はきわめて多様であり、これをとらえる概念装置の側も、文化多様性、多文化主義、文化的権利、言語権、多言語主義、持続可能な開発の文化的側面など、さまざまな概念がひしめいている。これらをどう整序し、これにかかる国際法規範をどのように体系化していくか。それは、現代国際法に課された課題のひとつである。

ルソーの『ポーランド統治論』から見たヨーロッパ政治秩序 ——ポーランドとフランスの拒否権を対比して——

中央大学経済学部教授 鳴子 博子
NARUKO Hiroko

1. 問題の所在

(出発点の問い合わせ)イギリスのEU離脱国民投票は単なるポピュリズム現象と捉えてよいのか。(課題)18世紀の政治的無秩序と理念(政治秩序)との関係を明らかにし、現代の「もう一つのヨーロッパ統合」を考えるための示唆を得る。(分析対象)18世紀後半(特に1760-70年代)の分割前のポーランドと革命期のフランス。(分析視座)『ポーランド統治論』(1771執筆)における悪名高き自由拒否権(liberum veto)に対するルソーの独自な判断、評価。(現代への警鐘)ルソーのポーランド33小国家連合構想は、現代のEU28カ国による再編「国家連合」実現への重要なヒントとなるのではないか。

2. 自由拒否権と祖国ポーランド

(1) ポーランドの状況

露普墺に囲まれたポーランド。士族共和制=シュラフタ(士族=貴族)の政治的対等性がマグナート(大貴族)の寡頭支配へ変質。国王スタニスワフ・アウグストとコナルスキによる改革の試み(自由拒否権廃止)とロシア・ラドム連盟による改革抑制(自由拒否権存続)。1768 バール連合結成(反ロシア)、全国で蜂起。

1772 ロシア軍、蜂起鎮圧。1772.8 普墺露、第一次ポーランド分割。

(2) なぜルソーは自由拒否権を一部評価、肯定するのか

マグナートの立法(団体意志、数の政治)を阻止する一国会議員の自由拒否権行使(個別意志)→死んだも同然の多数のシュラフタが蘇生、呼応する(個別意志)→諸州が連合してポーランドの古い法・よき習俗を守る。自由拒否権の行使は、外国勢力の侵略、祖国の差し迫った危機に限定される。6ヶ月後の特別法廷での裁きの必要を唱える。命がけの自由拒否権行使と諸州連合の連結により、國家の緩んだバネを破壊することなく巻き戻す。

(3) ルソーの国家縮小・分割論と国家連合構想

第一段階 パトリ再編—自主的な国家の縮小もしくは国土分割=主権を持った再編パトリを生成。33主権(旧33州) ~ 3主権(リトアニア・小ポーランド・大ポーランド)

第二段階 再編パトリ連合構想—主権を持った再編パトリが独立したまま連合して外部世界に対して国家(パトリ)連合を防御。

3. 国王の拒否権とフランス革命

(1) フランスの状況

	民衆	議会	国王
1789.7	バスチュー攻撃		パリに赴き民衆革命の結果を裁可
9		国王の停止的拒否権を可決	8月の法令、人権宣言を依然裁可せず
10	ヴェルサイユ行進		8月の法令、人権宣言を裁可
1791.6		国王の拒否権を一時停止	ヴァレンヌ逃亡
9		1791年憲法に国王の停止的拒否権を認める	
11		宣誓忌避僧侶追放、亡命貴族所得差し押さえ両法令を可決	宣誓忌避僧侶追放、亡命貴族所得差し押さえ両法令に拒否権行使
1792.5-6		宣誓忌避僧侶追放、連盟兵パリ召集両法令を可決	宣誓忌避僧侶追放、連盟兵召集両法令に拒否権を発動
6	6月20日の示威行動 チュイルリ宮侵入、拒否権撤回を求めるも結果得られず		
8	8月10日の革命 チュイルリ宮の陥落、死傷者1000人(内、護衛兵600人)		

(2) ルソー的視座からの捉え直し

国王の拒否権行使=議会の可決した法令の無化。議会をまたいで民衆が国王と対峙、民衆の直接行動が国王に諸法令を裁可させる。力と力の対峙。依然、専制国家の戦争状態(第二のホップズ戦争状態『不平等論』)が継続。法の上に立つ者(ルイ16世)が力を弱めながらも支配の継続を画策。宣誓忌避僧侶(既存宗教・習俗)と連盟兵パリ召集(軍隊=力)問題。国王の拒否権が消滅して後、はじめて革命の歩みが始まる。

4. 現代の拒否権ともう一つのヨーロッパ統合

(1) イギリスのEU離脱国民投票の衝撃

ポピュリズム論の特徴、問題点(国民投票の位置づけ=道具化、政党指導者(主)一般市民(客)関係)。

(2) EU vs ルソー

〈ナショナリズムを克服してコスモポリタニズムへ〉 国民国家→地域統合(連邦制)→世界国家(カント) vs 〈パトリオティズムの創造なくしてコスモポリタニズムへの展望なし〉 旧国家(革命前)→創り出すパトリ(主権を持った再編パトリ)→国家(パトリ)連合(ルソー)…→世界国家

(3) 創り出すパトリの現代的可能性

政治的正当性はどちらの側にあるのか。ポピュリズムではなく市民の危機感、当事者意識(移民、難民の大量流入→異なる習俗、宗教との軋轢、労働現場での競合、社会保障制度の疲弊)に基づくパトリオティズムの再生の可能性。国民投票は自分たちの主権を取り戻すために行使する現代市民の拒否権。近代国民国家の形成前に立ち戻って、ルソーの提起したもう一つの国家(パトリ)創造の意味を捉える。曖昧なままのパトリオティズムとナショナリズムの違いを明確化する。